

事務連絡
令和7年1月30日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の利用に関するQ&Aについて

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

訪問診療等における資格確認の方法については、令和6年10月7日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡「訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について」により、お知らせしたところですが、マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の利用について、今般、別添のとおりQ&Aを作成しましたので、貴会におかれましては、会員の皆様への周知いただきますようお願い申し上げます。

問1 マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）はどの業態で利用が可能か。

（答）マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）は、現在、訪問診療等におけるオンライン資格確認の際に利用できることとしています。

医療機関等の通常とは異なる動線における資格確認を行う場合は、現在、マイナ在宅受付 Web（オンライン診療等機能）を用いて資格確認を行うことが可能ですが、今後、この場合においてもマイナ資格確認アプリを用いた資格確認をご利用いただけるよう開発を進めています。

問2 マイナ資格確認アプリはマイナ在宅受付 WEB と何が違うのか。

（答）令和6年4月から開始したマイナ在宅受付 Web は、医療機関ごとに専用の Web ページにアクセスすることで利用できますが、二次元コードや URL が分かれば端末を選ばずに利用できるため、本人認証時には、マイナンバーカードの暗証番号が必要です。

一方、令和6年10月からリリースしたマイナ資格確認アプリについては、各医療機関等に設置されている資格確認端末からアクティベーションコードを発行する等の事前準備により特定の医療機関のモバイル端末でのみ作動するものです。そのため、患者の本人認証の方法として、暗証番号の入力に加えて、マイナンバーカードの顔写真と患者の顔が同一であるかを医療関係者等が目視により確認（暗証番号の入力が不要）することが可能です。

問3 マイナ資格確認アプリを利用するためのモバイル端末等は、市販のスマートフォンでも利用が可能か。

（答）マイナ資格確認アプリを利用するために市販のスマートフォンを購入してご利用いただくことは可能ですが、ご利用の端末が NFC 対応かつ拡張 Lc/Le(拡張 APDU)に対応している必要があります。これらの機能は、マイナ資格確認アプリで患者の本人認証の方法として目視確認を行うために必要なものです。医療機関等向け総合ポータルサイトにて、マイナ資格確認アプリの目視機能に対応している端末の一覧を掲載しております。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011081

問4 訪問診療等で用いるマイナ資格確認アプリをインストールしたが、どのようにして利用開始（初期設定）するのか。

（答）マイナ資格確認アプリを利用するためには、各医療機関等に設置されている資格確認端末から訪問診療等機能を利用する環境設定情報を更新した上で、アプリを利用するためのアクティベーションコードを発行し、アカウントを作成するといった利用のための初期設定等を行ってください。これらの具体的な手順については、別紙をご参照ください。

なお、今後、医療機関等に設置されているレセプトコンピュータの改修を行うことで、レセコンからもアクティベーションコードが発行できるよう開発を検討しています。

問5 患者がマイナ資格確認アプリで同意登録した後、その患者の資格情報等を当該アプリでどのようにして確認するのか。

(答) マイナ資格確認アプリにおいて患者の資格情報を確認するには、初期画面の右上の歯車マークをクリックしてメニュー画面を表示し、「セキュリティ設定」を選択して表示される「資格確認結果検索」から確認してください。

具体的な確認方法については、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載されている「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」の「資格確認結果画面の見方」をご確認ください。